令和8年度　猟銃等講習会・クロスボウ講習会のお知らせ

次のとおり経験者講習会、初心者講習会、年少射撃資格講習会、クロスボウ講習会を開催します

定員に達した時点で申込みを締め切ります

山梨県公安委員会

経験者講習会

月　日	時　間	場　所	定員
令和8年4月23日（木）	午後1時00分から 午後5時00分まで	南アルプス市地域防災交流センター　南アルプス市十五所1014	40
5月14日（木）		甲州市中央公民館　甲州市塩山上塩後240	
6月6日（土）		中小企業人材開発センター　甲府市大津町2130－2	
6月18日（木）		身延町総合文化会館　南巨摩郡身延町波木井407	
7月9日（木）		教育プラザ都留　都留市中央3-9-3	
8月6日（木）		高根農村環境改善センター　北杜市高根町村山北割3288	
8月15日（土）		中小企業人材開発センター　甲府市大津町2130－2	
9月10日（木）		上野原市文化ホール　上野原市上野原3832	
9月26日（土）		中小企業人材開発センター　甲府市大津町2130－2	
10月15日（木）		甲州市中央公民館　甲州市塩山上塩後240	
11月12日（木）		恩賜林組合林業センター　富士吉田市上吉田5605	
11月28日（土）		中小企業人材開発センター　甲府市大津町2130－2	
12月3日（木）		南アルプス市地域防災交流センター　南アルプス市十五所1014	
令和9年1月14日（木）		身延町総合文化会館　南巨摩郡身延町波木井407	
2月11日（木）		山梨市民会館　山梨市万力1830	
3月11日（木）		郡内地域で開催予定です。（未定）	

注　意　事　項

1. 受講者の範囲　猟銃・空気銃の所持許可を現に受けている方で、山梨県内に住所を有する方です。
2. 講習の内容　猟銃・空気銃の所持に関する法令及び使用・保管等の取扱いについて行います。
3. 受講の申込み　受講者の住所地を管轄する警察署へ開催日の3ヶ月前から10日前までに、6ヶ月以内に撮影した正面三分身(縦30㎜×横24㎜)の写真1枚を持参して申し込んでください。
4. 講習手数料　3，000円
5. 受講当日の受付　各会場とも開講30分前から受付を開始します。開講後の受付はできません。
6. 受講当日に持参するもの　筆記用具
7. 講習修了証明書の交付　講習を受講された方には終了後、講習修了証明書（3年間有効）を交付します。

※　開催場所が未定の場合、決定次第ホームページに掲載します。

初心者講習会

月　日	時　間	場　所	定員
令和8年5月7日（木）	午前10時から 午後5時まで	恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	40
7月2日（木）		恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	
9月3日（木）		都留市まちづくり交流センター　都留市中央3－8－1	
11月19日（木）		恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	
令和9年1月7日（木）		恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	
3月4日（木）		郡内地域で開催予定です。（未定）	

年少射撃資格講習会

月　日	時　間	場　所	定員
令和8年6月4日（木）	午前10時から 午後5時まで	恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	40
10月8日（木）		恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	

注　意　事　項

1. 受講者の範囲　初めて猟銃・空気銃（年少者は空気銃のみ）の所持許可を受けようとする方で、山梨県内に住所を有する方です。
2. 講習の内容　猟銃・空気銃（年少者は空気銃のみ）の所持に関する法令及び使用・保管等の取扱いについて行い、講習後、考査を行います。
3. 受講の申込み　受講者の住所地を管轄する警察署へ開催日の3ヶ月前から10日前までに、6ヶ月以内に撮影した正面三分身(縦30㎜×横24㎜)写真1枚を持参して申し込んでください。
4. 講習手数料　初心者講習会　6，900円　　年少射撃資格講習会　9，800円
5. 受講当日の受付　各会場とも開講30分前から受付を開始します。開講後の受付はできません。
6. 受講当日に持参するもの　猟銃等取扱読本（空気銃・空気けん銃取扱い読本）と筆記用具
7. 講習修了証明書の交付　講習を受講し、考査に合格された方には終了後、講習修了証明書（3年間有効）を交付します。

※　講習会場の恩賜林記念館には駐車場がありませんので周辺の駐車場を利用してください。

※　開催場所が未定の場合、決定次第ホームページに掲載します。

クロスボウ初心者講習会

月　日	時　間	場　所	定員
令和8年4月16日（木）	午前10時から 午後5時まで	恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	40
9月17日（木）		恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	
令和9年1月21日（木）		恩賜林記念館　甲府市丸の内1－5－4	

注　意　事　項

1. 受講者の範囲　初めて銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持許可を受けようとする方で、山梨県内に住所を有する方です。
2. 講習の内容　クロスボウの所持に関する法令及び使用・保管等の取扱いについて行い、講習後、考査を行います。
3. 受講の申込み　受講者の住所地を管轄する警察署へ開催日の3ヶ月前から10日前までに、6ヶ月以内に撮影した正面三分身(縦30㎜×横24㎜)写真1枚を持参して申し込んでください。
4. 講習手数料　6，900円
5. 受講当日の受付　各会場とも開講30分前から受付を開始します。開講後の受付はできません。
6. 受講当日に持参するもの　講習会テキスト・筆記用具
7. 講習修了証明書の交付　講習を受講し、考査に合格された方には終了後、講習修了証明書（3年間有効）を交付します。

※　講習会場の恩賜林記念館には駐車場がありませんので周辺の駐車場を利用してください。

【問い合わせ先】　住所地を管轄する警察署生活安全係

※　開催については、変更することもありますので、申込みの際に必ず開催日等を確認してください。